

講演会案内

主催：科研基盤（B）「多元多層化する家族と法の全体構造に関する実証的比較法研究」

（代表：床谷文雄）

共催：早稲田大学比較法研究所

開催日：2013年9月11日（水）

開催場所：早稲田大学早稲田キャンパス9号館5階第1会議室

使用言語（フランス語・通訳付き）

10:10-11:40

カップル関係の多様性とフランス法～同性婚・パックス

—多様性の尊重：法的には考えうるが政治的には困難な道—

ジャン・ガリーグ（Jean Garrigue）氏

講演要旨

フランスでは、カップル関係を扱う法的枠組みとして、婚姻、パックス（民事連帯協約）、内縁の3つを用意しており、それら3つの間には差異が設けられている。また、2013年5月には、同性婚を可能とする法律が成立した。こういった3つの手法によりカップル関係の多様性を尊重することは、法的には可能であり、破毀院や憲法院も平等原則に反しないと明言しているが、他方で、政治的には、それら三者の間の差異をなくす方向での圧力が強く、違いを残し続けることが難しくなっている。

講演者紹介

フランス・パリ第2大学博士課程を2007年に修了し、現在は同大学講師を務める若手家族法研究者。2012年に、博士学位論文（テーズ）『夫婦の義務：夫婦関係の内実に関する考察（Les devoirs conjugaux : réflexion sur la consistance du lien matrimonial）』を出版している。

13:00-14:30

ベルギーにおける婚姻・パートナーシップ法制・同棲

—多様性のオーガナイズ：政治的意義は？法的効果は？—

ジャン＝ルイ・ランション（Jean-Louis Renchon）氏

ベルギーでは、同性間での同棲に対応するため、1998年に（男女間でも利用可能な）法定同棲（*cohabitation légale*）制度を創設し、さらに、2003年に同性間の婚姻を可能とした。つまり、男女カップルにも同性カップルにも、婚姻・法定同棲・事実上の同棲（*cohabitation de fait*）という3つの選択肢を用意したことになる。そこから10年が経過したベルギーの経験をもとに、その政治的意義、および法的効果を検討する。

講演者紹介

ベルギー・ルーヴァンカトリック大学（ワロン語圏）教授。ベルギー家族法の第一人者。フランス家族法との比較研究を積極的に行っている。最新のものとしては、2012年に、『白仏における婚姻カップルと非婚カップルの法的地位（第1巻）—カップルの法律上の地位（*Le statut juridique du couple marié et du couple non marié en droit belge et français : Tome 1, Les statuts légaux des couples*）』を、フランス家族法学者ジャン・オゼ（Jean Hauser）氏とともに編集・出版している。